

送信日時: 2011/03/16 (水) 15:48

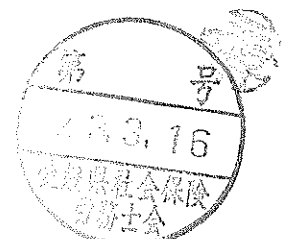
添付ファイル:

事務局長 殿

さて、標題の件に関しまして、日本年金機構本部よりブロック本部及び代表年金事務所等あて、通知が寄せられておりますので、ご連絡申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

SSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSS



平成 23 年 3 月 13 日

厚 年 指 2011-82

国 年 指 2011-112

給 付 指 2011-74

<重要><緊急>

東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等
(指示・依頼)【その1】

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎		○	○	◎	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○	○	○	

目的・趣旨

東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等についてお知らせするものです。

被災地の年金事務所等においては、大変な状況下にあると思いますが、可能な限りの対応をお願いします。

ポイント

- 1 東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について、平成23年3月13日付で別紙1のとおり、厚生労働省年金局長より通知（以下「年金局長通知」という。）されました。
年金局長通知に従って必要な事務処理を進めてください。（年金局長通知で別途示すこととされている具体的な取扱いについては、できるだけ早期に指示依頼文書を改めて発出します。）
- 2 年金局長通知の中でも、当面、対応を急ぐのは、厚生年金保険（健康保険・船員保険を含む。）の保険料の取扱いです。対象地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県が現時点での対象。追加があれば別途連絡。）内の年金事務所等については、以下の点に十分留意してください。
(1) 年金局長通知の1の(2)の②に記載されている保険料等の納期限延長の「お知らせ」（別添1は口座振替事業所用、別添2はそれ以外の事業所用）を2月分保険料等の納入告知書に同封し、送付してください。また、別添1の「お知らせ」を拡大印刷して年金事務所の窓口に貼り出してください。
(2) 1月分の保険料等に対する督促状（3月15日発送予定）は、送付をしないようにしてください。
- 3 (1) 別紙2のとおり厚生労働省保険局から平成23年3月11日付で「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」事務連絡が発出されているので、ご承知おきください。
(2) 健康保険資格証明書の発行が求められた場合については、できるだけ速やかに対応してください。



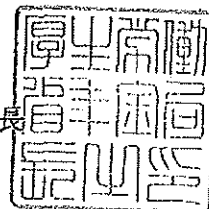
(照会先)

本部厚生年金保険部適用企画指導G 担当：山上
連絡先：03-6892-0766
本部厚生年金保険部徴収企画指導G 担当：佐藤
連絡先：03-6892-0767
本部国民年金部適用収納企画指導G 担当：楠元
連絡先：03-6892-0763
本部年金給付部給付企画G 担当：渡部
連絡先：03-6892-0769

年 発 0 3 1 3 第 1 号
平成 2 3 年 3 月 1 3 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する社会保険料等関係の対策については、下記のとおりとするので、貴下職員に対して周知徹底を図り、実施に当たっては遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生（支）局長に対し、地方公共団体への周知及び実施の徹底を依頼する旨の通知を別紙のとおり発出していることを申し添える。

記

1 厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料及び船員保険の保険料、子ども手当に係る拠出金の納期限の延長等について

（1）納期限の延長の対象となる保険料等

納期限の延長の対象となる保険料等は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域にある事業所等に係るもので、災害の発生した日（平成 2 3 年 3 月 1 日）から延長後の納期限までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和 3 7 年法律第 6 6 号）第 1 1 条）

なお、対象地域については、今後、被災の状況を踏まえ見直しをすることとし、近日中に官報で告示を行う予定であり、具体的な取扱いについては別途通知する。

（2）延長後の納期限等について

① 延長後の納期限

延長後の納期限は、災害のやんだ日から 2 月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

② 納入告知書の作成等について

納期限が延長された保険料等に係る納入告知書等については、延長前の納期

限により作成し、当該保険料等の納期限が延長された旨の「お知らせ」(別添1及び別添2)を平成23年2月分保険料等の納入告知書等に同封して送付すること。

③ 納期限の延長等の周知について

上記②の「お知らせ」により事業主等に周知を行うとともに、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来所の際等に十分周知を行うこと。

④ 督促状の送付について

納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

なお、平成23年1月分保険料等については、納期限である平成23年2月28日までに納付がなされていない事業所に対し、3月15日に督促を行う事務スケジュールとなっているところであるが、被災の状況を踏まえ、当面送付しないこと。

⑤ 口座振替の取扱い

平成23年2月分保険料等について、事業主等の申し出により口座振替の緊急停止等の依頼がなされた場合には弾力的な取扱いを行うこと。

(3) 納付の猶予

- ① (1)の地域にない事業所であっても災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日以降に納期限が到来する保険料等について、事業主の申請に基づき、その保険料等の納付を1年以内に限り猶予することができること。(国税通則法第46条第1項)

なお、「相当な損失」とは、納付者の全財産の価額に占める東北地方太平洋沖地震の被災による被害の損失の額の割合(損失の割合)が、概ね20%以上の場合をいうこと。また、保険金又は損害賠償金その他これに類するもの(見舞金を除く。)により補てんされた又は補てんされるべき金額は上記の損失の額から控除すること。

- ② 延長後の納期限内に保険料等を納付することができないと認められるときは、納付者の申請に基づき、その保険料等の納付を1年以内に限り猶予することができること。

- ③ 具体的な取扱いについては、別途通知する。

(4) 全国健康保険協会都道府県支部による臨時窓口の設置について

全国健康保険協会都道府県支部から、東北地方太平洋沖地震の被災により健康保険証を紛失された被保険者等に再交付を行うため、年金事務所に臨時窓口の設置等を行いたい旨の要請があったので、都道府県支部と調整を行い円滑に実施できるよう配慮すること。

2 国民年金保険料の免除について

東北地方太平洋沖地震の被災により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他

の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づき、その保険料を免除すること。

なお、審査に当たっては、「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について」（平成16年12月10日庁保険発第1210001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に定める取扱いに従うこと。

3 年金の支給停止について

20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の支給の停止、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正後の遺族基礎年金とみなして支給される年金の支給の停止、老齢福祉年金の支給の停止、特別障害給付金の支給の制限の規定について、東北地方太平洋沖地震の被災により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格の2分の1以上の損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの障害基礎年金等については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該者の所得を理由とする支給の停止等を行わないこととするので、その対応につき遺漏のないように留意すること。

4 年金受給権者に係る現況届の提出期限の延長について

現況届については、平成21年12月28日厚生労働省告示第520号（国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和61年法律第34号）附則第28条の規定による遺族基礎年金の受給権者を除く。）、第521号、第522号、第523号及び第524号により、提出期限を受給権者又は受給者の誕生日の属する月の月末と定めているところであるが、今般、東北地方太平洋沖地震の被災によりその期限までに現況届を提出することが困難であると予想される受給権者に対し、提出期限を延長することとする。

なお、本件については、近日中に告示を行う予定であり、具体的な取扱いについては、追って通知するものであること。

5 納付相談等に係る対応について

被災に伴い、保険料又は年金給付に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、厚生年金保険料等の納期限の延長及び猶予、国民年金保険料の免除又は障害基礎年金等の支給の停止を行わないものとする事が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

事業主、船舶所有者、被保険者のみなさまへ

社会保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 社会保険料の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

- ① 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの
- ② 次の地域に所在地を有する事業所、事務所、船舶所有者及び被保険者等が納付するもの

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

※ 対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととしています。

※ 納期限の延長に該当する社会保険料について、督促状が到着した場合は、無効ですので破棄いただきますようお願いいたします。

2 延長後の社会保険料の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、後日お知らせいたします。なお、納入告知書（納付書）に記載された納期限は延長する前の納期限ですので、延長後の納期限にお読み換え願います。

3 社会保険料の口座振替について

納期限が延長された保険料についても、延長前の本来の納期限で口座から引き落とされることとなります。口座振替納付を辞退する場合には、平成23年3月29日までに下記問い合わせ先にご連絡願います。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇年金事務所

TEL 0000-00-0000

事業主、船舶所有者、被保険者のみなさまへ

社会保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 社会保険料の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

- ① 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの
- ② 次の地域に所在地を有する事業所、事務所、船舶所有者及び被保険者等が納付するもの

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

※ 対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととしています。

※ 納期限の延長に該当する社会保険料について、督促状が到着した場合は、無効ですので破棄いただきますようお願いいたします。

2 延長後の社会保険料の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、後日お知らせいたします。なお、納入告知書（納付書）に記載された納期限は延長する前の納期限ですので、延長後の納期限にお読み換え願います。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇年金事務所

TEL 0000-00-0000

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 11 日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、本日発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について
健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 75 条の 2 及び第 110 条の 2 の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の地震に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について
今般の地震により被災した任意継続被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて
今般の地震により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いを講じることとしていること。
- 4 保険給付費等の支払いについて
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。
- 5 その他
上記の 1 又は 2 の措置を講ずる場合については、被災被保険者等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。
また、上記 3 について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。